

朝日町定住支援助成金交付要綱

平成 23 年 4 月 1 日 制定

平成 26 年 4 月 1 日 改正

(趣旨)

第 1 条 町長は、朝日町大谷東住宅団地内に定住を図り、地域の活性化を促進するため、予算の定めるところにより、朝日町定住支援助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関してはこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 分譲地 朝日町が一般に販売している大谷東住宅団地の土地をいう。
- (2) 交付対象者 助成金の交付対象となるものをいう。

(交付対象者)

第 3 条 交付対象者は、次の各号を満たすものとする。

- (1) 自ら居住する住宅を建築する目的で、分譲地を購入し、移住したもの
- (2) 過去に交付対象者と同世帯の構成員が助成金を受けたことがないこと。

(助成金の額)

第 4 条 助成金の額は、1,000,000 円とする。

2 分譲地を購入した年度において、世帯の構成員に年齢 18 歳以下である者がいる場合は、当該年齢 18 歳以下の者 1 人につき 30 万円を前項の助成金に加算する。

(助成金の交付申請)

第 5 条 助成金の交付申請は、助成金交付申請書（兼請求書）（様式第 1 号）によるものとし、次の各号に定める書類を添付し別に定める期日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 分譲地売買契約書の写し
- (2) 世帯の住民票抄本（大谷東住宅団地に移住後のものに限る。）
- (3) その他町長が必要と認める書類

(助成金の交付決定の通知)

第 6 条 助成金の交付決定の通知は、前条による申請の内容を審査し、適当と認められた時は、助成金交付決定通知書（様式第 2 号）により行うものとする。

(助成金の交付)

第 7 条 町長は、前条に規定する助成金の交付を決定した後、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の返還等)

第 8 条 町長は、助成金の交付を受けた者が、助成金の交付申請時に提出した書類に偽

りその他不正があったとき、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則（平成23年4月1日制定）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年4月1日改正）

この要綱は、公布の日から施行する。